

〈資料紹介〉

滋賀県立琵琶湖文化館蔵 「明治天皇御名字（伝孝明天皇宸翰）」について

井上 優

滋賀県立琵琶湖文化館の館蔵品（県所有品）のひとつに、孝明天皇宸翰とされる「明治天皇御名字」がある。

明治天皇の諱（いみな≡実名）である「睦仁（むつひと）」が命名されたとき、その名を書きつけたものである。一般的には「名字書（みょうじがき）」と呼ばれるものであるが、天皇の諱のため敬意をこめ、特に「御名字（おんみょうじ）」と称される。

料紙は楮紙で、本紙の法量は縦三一・五cm×横四四・九cm。熊様（文書形式）は折紙で、現在は軸装されている。上段中央に「睦仁 武豆比登」と諱および万葉仮名による字訓が書かれる。また、名字以外にも上段の余白に「一、可為准后上事（准后の上たるべきこと）、一、御名字（おんみょうじ）」、下段の余白に「一、和宮一件之事（かずのみやいっけんのこと）」云々の書き込みが認められる。全文の積文を示すと、左記のとおり。

（上段）

睦仁 武豆比登

- 一、可為准后上事
- 一、御名字

（下段）

一、和宮一件之事

桂御所ニ申為立候儀

遣申伺様差心得

漫二

橋本ノ不上被止ニ而ハ

如何哉

明治天皇の諱「睦仁」は、誕生の時ではなく万延元年（一八六〇）九月二八日に九歳で親王宣下を受けた時、同時に父である孝明天皇から賜ったものである。嘉永元年（一八五二）の誕生からそれまでの間は、幼称の「祐宮（さちのみや）」で呼ばれていた。

親王宣下の儀は、内裏の「陣の座」において公卿列席のもと行われる。その具体的な次第については『東山御文庫御物一』（毎日新聞社、一九九九年刊）の解説（二）に詳しいので、以下同書に従って名字書に関する流れを追っていく。

まず、孝明天皇みずからが檀紙の豎紙に宸筆をもってしたためた「睦仁」の二字書きを、担当職事である蔵人頭・葉室長順が議奏を通じて受け取り、清涼殿で新たに檀紙に御名字を書き写す。そして公卿が詰めている「陣の座」に赴き、上卿の内大臣・二条斉敬に御名字を下して、

「親王とせよ」と仰せた。

葉室長順から御名字を下され、親王とすべき仰せを受けた二条斎敬は、権右中弁の清閑寺豊房を召して御名字を下し、親王となすべき太政官符を作成するように命じる。豊房は退いて、左大史の壬生（小槻）輔世に太政官符・宣旨を作成させた。

現在、宮内庁の東山御文庫には勅封御物として、このとき作成・使用された御名字（孝明天皇宸筆）正文一通と「雛形」^二控二通、親王宣下宣旨（壬生輔世筆）の正文一通が伝えられている^三。東山御文庫にはまた別に、琵琶湖文化館の御名字と同じように、「睦仁 武豆比登」と諱および万葉仮名による字訓が書かれた御名字一通も蔵されており^四、文化館本も含めてそれらの関係について検討が必要である。

今後、つぶさに比較研究して琵琶湖文化館本の位置づけをせねばならないため、これまで「孝明天皇宸筆」として評価されてきた（孝明天皇百年祭記念『皇室特別展目録』平安神宮刊など）文化館本の筆者についてにわかには断じがたい。文化館本に書かれた諱の筆跡は、写真が公開されている東山御文庫本の二通と似通った雰囲気をもちながらも、「睦」字の目偏（めへん）の書癖が、若干異なるようにも思われる（比較図版参照）。

ただし、余白に書きこまれた「准后の上たるべき事」や「和宮一件の事」などは、孝明天皇の内意を側近が記録した生々しい内容に相違ないであろう。管見の限り、他に類似の史料があることも聞かず、貴重な情報と考える。とくに「和宮一件の事」というのは、和宮親子内親王の降嫁問題に関して、孝明天皇の内意発言をメモしたものと思われ、注目したい。当時、朝幕間の重要な政治課題でもあった和宮の婚儀について、みだりに決定せず桂御所こと桂宮淑子内親王（一八二九〜一八一）に申し立てて意見を伺うよう、近臣へ指示を出した内容と考えられる。天皇は異母姉にあたる淑子内親王へ厚い信頼を寄せ、女宮である淑子に世

襲親王家である「桂宮」を継承させるなど、異例の厚遇を行った。このとき存命していた孝明天皇の兄弟姉妹は和宮と桂宮の他にはなく、数少ない皇親の進退について、信頼する桂宮の意見を最大限尊重しようとしたのである。天皇の慎重な配慮ぶりや、近親の境遇を思いやる細やかな気持ちが伝わってくる。

將軍徳川家茂への和宮降嫁問題^四は、安政五年（一八五八）ころから幕府側が打診を始めていたが、和宮が既に有栖川宮熾仁親王と婚約していたため難航し、幕府による再度の奏請にもかかわらず、万延元年八月七日に和宮本人が宮中へ上がって縁組を固辞するなどの一幕があった。事態を憂慮した天皇が自ら讓位の決意まで示すに及び、八月一日に和宮の生母である観行院（橋本経子）が降嫁を内諾するが、九月二八日の段階で、和宮本人は早期の婚儀については拒む姿勢を示していた。

和宮は最終的に、孝明天皇の説得を受けて万延元年一〇月五日に明春の江戸下向を承諾し、一〇月一日に天皇が降嫁を勅許する結果となった。文久元年（一八六一）、和宮は観行院ともども桂御所から江戸へと出立している。本史料の存在によって、和宮降嫁に際し、孝明天皇とともに桂宮淑子内親王の果たした役割の大きさをうかがい知ることができよう。

滋賀県立琵琶湖文化館蔵の「明治天皇御名字」が仮に孝明天皇の宸筆ではなかったとしても、余白書きの内容などによって、この文書が幕末の宮廷史を知る上で極めて貴重な史料であることには疑いを容れない。

なお、琵琶湖文化館蔵の御名字には附属品として、包紙に包まれた「唐橋在光御名字勘文案」が添えられている。料紙は楮紙、折紙で法量は縦三二・四cm×横四五・三cmである。唐橋在光（一八二七〜七四）は万延元年当時、文章博士かつ式部大輔の任にあり、職務上、諱「睦仁」の勘文を担当したものと思われる。釈文は左記のとおり。

睦仁
武豆比登

広韻曰睦莫六切和睦也、御注孝経曰
民用和睦上下無怨

在光上

これも明治天皇の名字書に関する史料として貴重なものといえる。昨年（西暦二〇一八年）は「明治一五〇年」の節目としての記念年で、本年には天皇の譲位に伴って「平成」から新たな元号に替わり、五月一日に徳仁親王が新天皇として即位される予定になっている。この時機に、琵琶湖文化館が所蔵する皇室史の貴重な史料が注目され、さらなる活用を促す端緒となることを期待したい。

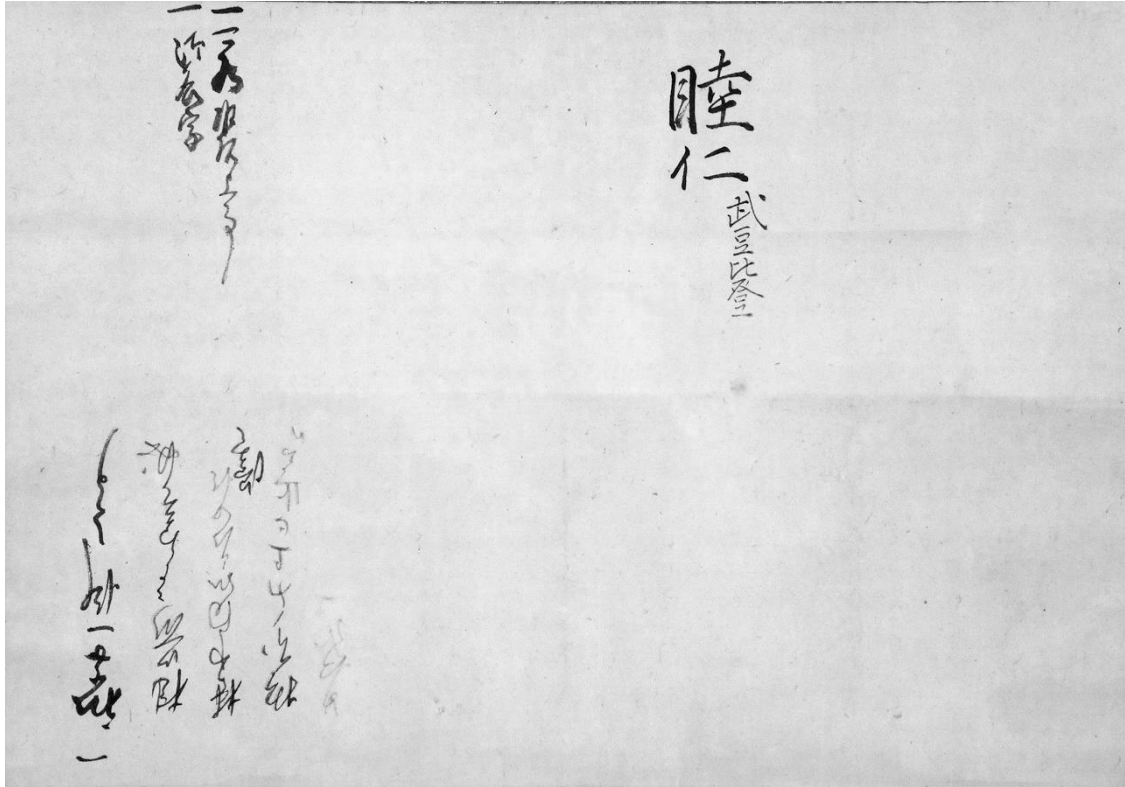
註

- (一) 毎日新聞社「至宝」委員会編『東山御文庫御物一』（毎日新聞社、一九九九年）
九）
- (二) 『東山御文庫御物一』（前掲）二八〇頁
- (三) 肥後和男編『歴代天皇図巻』（秋田書店、一九七五）二二七頁
- (四) 以下、和宮親子内親王および和宮降嫁問題の経緯については、吉川弘文館『国史大辞典』毛利敏彦執筆「和宮降嫁問題」の項（第三卷三一六頁、一九八三）、および武部敏夫執筆「親子内親王」の項（第九卷三七二頁、一九八八）などを参照した。

※本資料は明治期以降に表装されているが、中廻、および柱の表具裂に十六八重表菊紋（皇室の菊花紋）と共に、西六条八藤紋（西本願寺大谷家紋）があらわされている。琵琶湖文化館の所蔵となる以前の伝来について、手懸りとなる可能性もあるので追記しておきたい。

明治天皇名字書一覧

番号	1	2	3	4	5
名称	明治天皇御名字	明治天皇御名字	明治天皇御名字	明治天皇御名字	明治天皇御名字
名字記述	睦仁 武豆比登	睦仁	睦仁	睦仁	睦仁 武豆比登
文書の態様	折紙（楮紙）	竪紙（檀紙）	竪紙	竪紙	不明
法量	縦31.5×横44.9cm	縦39.3×横54.0cm	不明	不明	不明
所有者	滋賀県 （滋賀県立琵琶湖文化館蔵）	御物 （東山御文庫蔵）	御物 （東山御文庫蔵）	御物 （東山御文庫蔵）	御物 （東山御文庫蔵）
典拠文献	現物により確認 孝明天皇百年祭記念 『皇室特別展目録』 （平安神宮）等にも 掲載	『東山御文庫御物1』 （毎日新聞社「至宝」 委員会編）	『東山御文庫御物1』 （毎日新聞社「至宝」 委員会編）	『東山御文庫御物1』 （毎日新聞社「至宝」 委員会編）	『歴代天皇図巻』 （肥後和男編）秋田 書店
備考	*余白部分に 「一、可為准后上事」 等の書込みあり	*図版掲載あり 宸筆正文か	*図版掲載なし （勅封179番箱） 「雛形」	*図版掲載なし （勅封179番箱） 「雛形」	*図版掲載あり （ただし、諱部分 のみ）

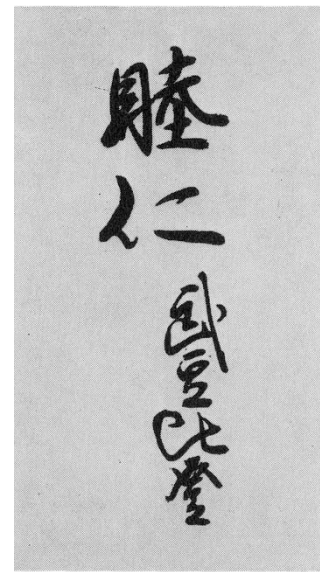
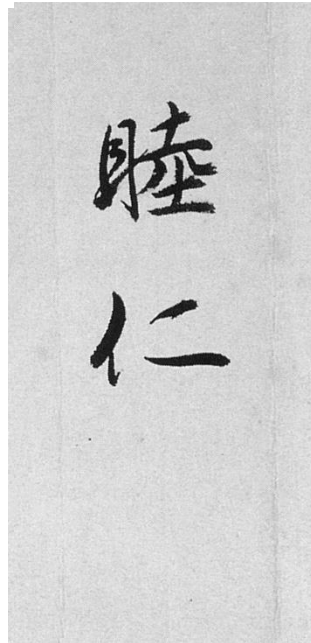
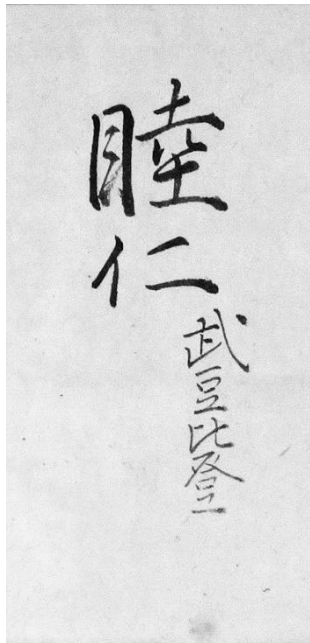


明治天皇御名字（滋賀県立琵琶湖文化館蔵）

琵琶湖文化館本

東山御文庫本 A
 (『東山御文庫御物 1』)

東山御文庫本 B
 (『歴代天皇図巻』)



明治天皇御名字の筆跡比較

滋賀県立琵琶湖文化館

研究紀要 第三十五号

発行 平成三十一年三月

編集発行 滋賀県立琵琶湖文化館

印刷 印刷舎

印刷舎